

神戸地区中小河川木津川改修工事促進期成同盟会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、神戸地区中小河川木津川改修工事促進期成同盟会と称し、事務所を神戸地区市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、一級河川木津川流域の洪水被害の軽減と流水の正常な機能の維持を図るため、神戸地区内の中小河川木津川改修工事を促進し、関係地区住民の生活安定を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次の関係流域地区住民をもって組織する。

2 柊川・下神戸・上林・上神戸・古郡・比土・朝日ヶ丘町の7地区

(委員)

第4条 本会の委員は、神戸地区住民自治協議会役員及び各地区小場長並びに各地区自治会長が委嘱した者をもって構成する。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 2 目的を達成するための調査、研究及び協議。
- 3 請願、陳情その他必要な事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員任期は、各役職の在任期間とする。

- (1) 会長 1名 神戸地区住民自治協議会会長が就任する。
- (2) 副会長 若干名 神戸地区住民自治協議会副会長及び各地区自治会長が就任する。

(任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- 3 本会の会計監査は、神戸地区住民自治協議会監事が行うものとする。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、必要に応じて会長及び総会の諮問に応じる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、第4条の委員をもって次の事項を協議する。

- (1) 事業計画の策定及び報告の承認
- (2) 予算の決定及び決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他目的達成に必要な事項

3 会議の議長は、会長が務める。

(経費)

第10条 本会の経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の同意を得て、会長が定める。

附則

本規約は、平成6年2月22日より施行する。

本規約は、平成7年5月12日より改正施行する。

本規約は、平成10年6月17日より改正施行する。

本規約は、平成11年6月18日より改正施行する。

本規約は、平成12年6月18日より改正施行する。

本規約は、平成13年7月17日より改正施行する。

本規約は、平成14年7月16日より改正施行する。

本規約は、平成15年6月20日より改正施行する。

本規約は、平成16年10月7日より改正施行する。

本規約は、平成17年8月23日より改正施行する。

本規約は、平成22年7月15日より改正施行する。